

<別紙①>

ル・サンテリオンよどえ
指定居宅サービス・介護予防サービス料金表
(2025 年 3 月 1 日現在)

短期入所療養介護・短期入所療養介護（ユニット型）

介護予防短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ユニット型）

※ご利用料金は介護保険給付費用と介護保険給付外費用の合算額となります。

※介護保険給付費用は「介護保険負担割合証」に示す利用者負担の割合に応じた額となります。（料金表示は 1 割）

※以下特記のないものは全て 1 日当たりの料金となります。

（１）基本利用料金

<基本型>

要介護度	入所施設利用料		
	多床室利用	従来個室利用	ユニット型利用
要支援 1	613 円	579 円	624 円
要支援 2	774 円	726 円	789 円
要介護 1	830 円	753 円	836 円
要介護 2	880 円	801 円	883 円
要介護 3	944 円	864 円	948 円
要介護 4	997 円	918 円	1,003 円
要介護 5	1,052 円	971 円	1,056 円

<在宅強化型>

要介護度	入所施設利用料		
	多床室利用	従来個室利用	ユニット型利用
要支援 1	672 円	632 円	680 円
要支援 2	834 円	778 円	846 円
要介護 1	902 円	819 円	906 円
要介護 2	979 円	893 円	983 円
要介護 3	1,044 円	958 円	1,048 円
要介護 4	1,102 円	1,017 円	1,106 円
要介護 5	1,161 円	1,074 円	1,165 円

(在宅強化型)

- ・体制要件 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されている
- ・算定要件等 在宅復帰・在宅療養支援等指標：60 以上
(評価項目に応じた値を足し合わせた値)
- ・退所時指導等 a：退所時指導
b：退所後の状況確認
- ・リハビリテーションマネジメント 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること
- ・地域貢献活動 地域に貢献する活動を行っていること
- ・充実したリハ 少なくとも週 3 回程度以上のリハビリテーションを実施していること

※要介護認定を受けている第2号被保険者の方（40歳以上65歳未満の方）は一律1割負担です。

○各種加算

サービス内容	利用料	備 考
送迎加算	184 円	送迎を行った場合（片道につき）
夜勤職員配置加算	24 円	20 名に 1 名以上の夜勤職員が配置してある場合に加算
個別リハビリテーション実施加算	240 円	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別にリハビリを行った場合に加算
療養食加算	8 円/回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に加算（1 日 3 回を限度）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 （Ⅰ）	51 円	在宅復帰・在宅療養支援等指標 40 以上であること 地域に貢献する活動を行っていること 基本型を算定していること
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 （Ⅱ）	51 円	在宅復帰・在宅療養支援等指標 70 以上であること 地域に貢献する活動を行っていること 在宅強化型を算定していること
認知症ケア加算	76 円	日常生活に支障のあるおそれのある症状・行動があり、介護を必要とする認知症の入所者に介護保健施設サービスを行った場合に加算
認知症行動・心理症状緊急対応 加算	200 円	医師が、認知症・心理症状で在宅生活での生活が困難であると認め、緊急に入所した場合に算定 （入所日より起算して月 7 日を限度）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円	日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上 認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置している
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円	上記に加え、専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修していること
若年性認知症入所者受入加算	120 円	若年性認知症患者を受け入れ、本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算
重度療養管理加算	120 円	要介護 4 又は要介護 5 の方で、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合に算定 ・常時頻回に喀痰吸引を実施 ・呼吸障害等により人工呼吸器を使用 ・褥そうに対する治療の実施 等
特別療養費	点数×10 円	厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じた額を加算

特定治療	点数×10 円	厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じた額を加算
総合医学管理加算	275 円	治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10 日を限度として 1 日につき所定単位数を加算する。
口腔連携強化加算	50 円	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して、当該評価の結果を 1 月に 1 回に限り所定単位数を加算。
緊急時治療管理	518 円	救命救急医療が必要となる場合に、緊急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置などを行った場合に加算（月 3 日を限度）
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）を満たし、データにより成果が確認された。見守り機器等を複数導入している。職員間の適切な役割分担の取組を行っている。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資するための委員会開催や安全対策を講じた上で、ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う。見守り機器等を 1 つ以上導入している。1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。
緊急短期入所受入加算	90 円	利用者の状態や家族に事情により、介護支援専門員が必要と認める場合に算定（7 日を限度、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日を限度）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数 ×7.5%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施し、サービスを行った場合に算定
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円	介護職員のうち介護福祉士が占める割合が 80%以上、または勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円	介護職員のうち介護福祉士が占める割合が 60%以上配置

（２）その他の料金（以下特記のないものは全て 1 日当たりの料金となります）

食費		420 円（朝食） 698 円（昼食） 697 円（夕食）
滞在費	従来個室 （1 人室）	1,728 円
	多床室 （3・4 人室）	437 円

	ユニット型 (1 人室)	2,066円
--	-----------------	--------

食費、居住費については、以下のとおり軽減措置があります。

【段階別負担金額】

軽減区分			食費	居住費 (従来個室)	居住費 (多床室)	居住費 ユニット型
第 1 段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 生活保護の受給者等		300 円	550 円	0 円	880 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金 収入額+非課税年金収入額の合計が 80 万円以下		600 円	550 円	430 円	880 円
第 3 段階	第 3 段階①	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額 +課税年金収入額+非課税年金収入額の合 計が 80 万円超 120 万円以下	1,000 円	1,370 円	430 円	1,370 円
	第 3 段階②	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額 +課税年金収入額+非課税年金収入額の合 計が 120 万円超	1,300 円	1,370 円	430 円	1,370 円
第 4 段階	第 1 段階～第 3 段階以外の方		1,815 円	1,728 円	437 円	2,066 円

※負担の軽減を受けるためには、介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。

日常生活費	300 円	日常生活において通常必要になるものに係る費用
電気代（1 品毎）	50 円	テレビ、冷蔵庫、電気毛布、電気あんか、扇風機、加湿器、空気清浄機、等
	10 円	小型電化製品（ラジオ、ラジカセ、ノートパソコン等）
	5 円	充電式製品（携帯電話等）
テレビ貸出料	150 円	電気代含む
文書作成料	4,000 円	死亡診断書等の医師が作成するもの
証明書発行料	500 円	入退所に係る証明等
理美容代（立替）	実費	委託業者によるカット、染め等

※別途税が必要となります。

※この他、利用者が選定する特別な食事の費用、教養娯楽費、行事費、私物の洗濯代、新聞代に関しましては、実費をいただきます。

※料金表の内容は法令の改正等で変わることがあります。